
社会保険診療報酬の所得計算の特例 に係る適用実態調査の結果について

平成24年11月

厚生労働省

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の概要

概要

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

実態調査に至る経緯

○会計検査院の意見表示(平成23年10月)(抜粋)

多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5,000万円以下であることにより特例を適用していたり、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額な措置法差額が生じていたり、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択していたりする事態が見受けられたことを踏まえ、財務省及び厚生労働省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。



○平成24年度税制改正大綱(平成23年12月)(抜粋)

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討することとします。

実態調査の概要

① 調査方法及び内容

日本医師会及び日本歯科医師会において、個人立診療所(無作為抽出)を対象にアンケートを実施。

※主な調査項目

- ・社会保険診療報酬額と自由診療収入額(適用者の規模調査)
- ・実際にかかった経費額と概算経費額との差額
- ・本特例措置を適用している理由
- ・本特例措置が廃止された場合の影響

② 調査期間

平成24年6月～8月

③ 調査対象数

日本医師会 : 4,500

日本歯科医師会 : 2,511

有効回答数と特例措置の適用率

- ・7,011の診療所を対象にアンケートを実施。有効回答数は3,189。回収率約45.5%。
- ・社会保険診療報酬5,000万円以下の総数は1,330。そのうち特例措置の適用者数は565であり、社会保険診療報酬5,000万円以下の総数に対して42.5%、有効回答数に対して17.7%であった。
- ・非適用者数については、社会保険診療報酬5,000万円以下の総数に対して55.6%であった。

	調査数 (A)	有効回答数		社会保険診療報酬 5,000万円以下		特例の適用者数			特例の非適用者数		
		(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/B)	(D)	割合 (D/C)	割合 (D/B)	(D)	割合 (D/C)	割合 (D/B)
日本医師会	4,500	2,251	50.0%	680	30.2%	312	45.9%	13.9%	361	53.1%	16.0%
日本歯科医師会	2,511	938	37.4%	650	69.3%	253	38.9%	27.0%	378	58.2%	40.3%
計	7,011	3,189	45.5%	1,330	41.7%	565	42.5%	17.7%	739	55.6%	23.2%

※無回答を除いているため合計は一致しない。

適用者の属性①(年齢別・社会保険診療報酬別 医師)

- ・社会保険診療報酬5,000万円以下の者680のうち、適用者数は312(45.9%)、非適用者数は361(53.1%)であった。
- ・適用者312のうち、70歳以上の層が42%と最も多い割合を占めている。
- ・適用者のうち、実額計算者(確定申告書付表に実額経費を記載している者)の割合は全体平均で70.5%であるが、70歳以上の層では55%と相当程度低くなっている。
- ・実額計算者の割合は全体で70.5%であるが、実額を厳密(正確)に記帳していると回答した者は54.5%となっており、実額計算者の中にも正確な記帳が困難であると回答している者が相当数存在している。

		社会保険診療報酬5,000万円以下数	適用者数				正確に記帳している		非適用者数	
			構成割合		実額計算者		適用者に占める割合			
					実額計算割合					
年齢別	30～39歳	6	4	1.3%	4	100%	4	100%	2	0.6%
	40～49歳	65	31	9.9%	23	74.2%	21	67.7%	33	9.1%
	50～59歳	157	77	24.7%	60	77.9%	45	58.4%	77	21.3%
	60～69歳	174	69	22.1%	61	88.4%	50	72.5%	103	28.5%
	70歳以上	278	131	42.0%	72	55.0%	50	38.2%	146	40.5%
社会保険診療報酬別	～2,500万円以下	219	106	34.0%	70	66.0%	49	46.2%	111	30.7%
	2,500万円超～3,000万円	42	16	5.1%	13	81.3%	10	62.5%	26	7.2%
	3,000万円超～4,000万円	151	73	23.4%	65	89.0%	43	58.9%	78	21.6%
	4,000万円超～5,000万円	168	78	25%	72	92.3%	48	61.5%	90	24.9%
合計		680	312	45.9%	220	70.5%	170	54.5%	361	53.1%

適用者の属性①(年齢別・社会保険診療報酬別 歯科医師)

- ・社会保険診療報酬5,000万円以下の者650のうち、適用者数は253(38.9%)、非適用者数は378(58.2%)であった。
- ・適用者253のうち、60歳以上、社会保険診療報酬2,500万円以下の層がともに4割超を占めている。
- ・適用者のうち、実額計算者(確定申告書付表に実額経費を記載している者)の割合は全体平均で75.1%であるが、70歳以上の層では42.9%と相当程度低くなっている。

	社会保険診療報酬5,000万円以下数	適用者数				正確に記帳している		非適用者数		
		構成割合	実額計算者		適用者に占める割合		構成割合			
				実額計算割合						
年齢別	30～39歳	22	4	1.6%	4	100.0%	4	100%	15	4.0%
	40～49歳	113	38	15.0%	31	81.6%	31	81.6%	73	19.3%
	50～59歳	265	97	38.3%	79	81.4%	79	81.4%	160	42.3%
	60～69歳	234	107	42.3%	73	68.2%	69	64.5%	121	32.0%
	70歳以上	16	7	2.7%	3	42.9%	4	57.1%	9	2.4%
社会保険診療報酬別	～2,500万円以下	229	106	41.9%	83	78.3%	80	75.5%	120	31.7%
	2,500万円超～3,000万円	73	35	13.8%	26	74.2%	27	77.1%	35	9.3%
	3,000万円超～4,000万円	150	56	22.1%	49	87.5%	38	67.9%	90	23.8%
	4,000万円超～5,000万円	113	34	13.4%	32	94.1%	26	76.5%	79	20.9%
合計	650	253	38.9%	190	75.1%	187	73.9%	378	58.2%	

※無回答を除いているため合計は一致しない。

適用者の属性②(総収入別・医師)

- ・総収入(社会保険診療報酬+自由診療報酬+雑収入)が5,000万円以下の適用者数は全体の75.3%であり、総収入が5,000万円超の適用者数は全体の12.2%であった。
- ・自由診療割合については、全体平均では10.1%であるが、総収入7,000万円超の層では40%を超えている。

総収入の金額	適用者数		実額計算者		社会保険診療報酬割合の平均	自由診療収入割合の平均
	適用者数	構成割合	実額計算者	実額計算割合		
～1,000万円	35	11.2%	16	45.7%	85.4%	12%
1,000万円超～2,000万円	43	13.8%	32	74.4%	91.6%	8%
2,000万円超～3,000万円	37	11.9%	29	78.4%	91.7%	6.9%
3,000万円超～4,000万円	48	15.4%	41	85.4%	91.7%	7.6%
4,000万円超～5,000万円	72	23.1%	65	90.3%	92.4%	7.2%
(5,000万円以下小計)	235	75.3%	183	77.9%	90.9%	8.1%
5,000万円超～6,000万円	24	7.7%	23	95.8%	85.5%	13.1%
6,000万円超～7,000万円	5	1.6%	5	100%	71.3%	28.5%
7,000万円超～8,000万円	4	1.3%	4	100%	56.8%	42.7%
8,000万円超～9,000万円	5	1.6%	5	100%	53.8%	46.1%
(5,000万円超小計)	38	12.2%	37	97.4%	76.4%	22.6%
計	312	100%	220	70.5%	88.9%	10.1%

※総収入が不明の者を除いているため合計は一致しない。

適用者の属性②(総収入別・歯科医師)

- ・総収入(社会保険診療報酬+自由診療報酬+雑収入)が5,000万円以下の適用者数は全体の86.2%であり、総収入が5,000万円超の適用者数は全体の5.1%である。
- ・自由診療割合については、全体平均では9.4%であるが、総収入6,000万円超の層では25.9%となっている。

総収入の金額	適用者数		実額計算者		社会保険診療報酬割合の平均	自由診療収入割合の平均
	数	構成割合	数	実額計算割合		
～1,000万円	19	7.5%	10	52.6%	83.2%	12.4%
1,000万円超～2,000万円	45	17.8%	38	84.4%	88.5%	10.5%
2,000万円超～3,000万円	58	22.9%	48	82.8%	92.8%	6.3%
3,000万円超～4,000万円	52	20.6%	44	84.6%	91.1%	7.9%
4,000万円超～5,000万円	44	17.4%	40	90.9%	88.4%	10.4%
(5,000万円以下小計)	218	86.2%	180	82.6%	89.8%	8.9%
5,000万円超～6,000万円	11	4.3%	9	81.8%	83.3%	15.7%
6,000万円超～7,000万円	2	0.8%	1	50.0%	73.7%	25.9%
7,000万円超～8,000万円	0	0%	0	—	—	—
8,000万円超～9,000万円	0	0%	0	—	—	—
(5,000万円超小計)	13	5.1%	10	76.9%	81.8%	17.3%
計	253	100%	190	75.1%	89.3%	9.4%

※総収入が不明の者を除いているため合計は一致しない。

適用者の属性③(概算経費と実額経費の状況)

- ・概算経費率を適用した医師の概算経費率の平均値は70.3%、実額経費率の平均値は48.5%であり、その差は21.6%(※)であった。
- ・概算経費率を適用した歯科医師の概算経費率の平均値は71.0%、実額経費率の平均値は53.7%であり、その差は17.3%(※)であった。
 ※会計検査院の調査では、18.8%
- ・一方、非適用者も含めた社会保険診療報酬5,000万円以下の者全体の実額経費率の平均は、医師が72.2%、歯科医師が69.6%であった。(下記※参照)

		特例措置 適用者	実額計算者 実額計算割合		実額経費率 の平均値	概算経費率の 平均値	開差
【医師】							
社会 保険 診療 報酬 別	～2,500万円	106	70	66.0%	48.5%	72.0%	23.5%
	2,500万円超～3,000万円	16	13	81.3%	45.7%	71.8%	26.1%
	3,000万円超～4,000万円	73	65	89.0%	50.7%	70.2%	19.5%
	4,000万円超～5,000万円	78	72	92.3%	47.2%	68.0%	20.8%
	計	312	220	70.5%	48.5%	70.3%	21.6%
【歯科医師】							
社会 保険 診療 報酬 別	～2,500万円	106	83	78.3%	55.1%	72.0%	16.9%
	2,500万円超～3,000万円	35	26	74.3%	53.2%	71.9%	18.6%
	3,000万円超～4,000万円	56	49	87.5%	52.8%	70.4%	17.6%
	4,000万円超～5,000万円	34	32	94.1%	52.2%	68.0%	15.8%
	計	253	190	75.1%	53.7%	71.0%	17.3%

※社会保険診療報酬5,000万円以下のうち、実額計算をしている者は、医師581名(適用者220名、非適用者361名)、歯科医師568名(適用者190名、非適用者378名)であり、これらの者の実額経費率の平均は、医師72.2%、歯科医師69.6%であった。

適用者の属性④(適用理由・医師)

- ・適用者全体のうち、事務負担の軽減、概算経費の有利性を適用理由としている者が、ともに約6割であった(複数回答)。
- ・一方、70歳以上の層や社会保険診療報酬2,500万円以下の層では、事務負担の軽減を理由とする者が約7割、概算経費の有利性を理由とする者が約4割となっており、概算経費の有利性よりも事務負担の軽減を理由としている者が相当程度多い。

		特例措置 適用者 (A)	実際経費を厳密に計算しなくて済み、 事務負担が軽減されるから		実際経費よりも概算経費額の方 が多いから	
			(B)	構成割合(B)/(A)	(C)	構成割合(C)/(A)
年齢別	30～39歳	4	1	25.0%	4	100.0%
	40～49歳	31	21	67.7%	19	61.3%
	50～59歳	77	39	50.6%	53	68.8%
	60～69歳	69	35	50.7%	54	78.3%
	70歳以上	131	87	66.4%	57	43.5%
社会保険診療報酬別	～2,500万円	106	72	67.9%	51	48.1%
	2,500万円超～3,000万円	16	7	43.8%	13	81.3%
	3,000万円超～4,000万円	73	37	50.7%	54	74.0%
	4,000万円超～5,000万円	78	46	59.0%	58	74.4%
合計		312	183	58.7%	187	59.9%

※社会保険診療報酬が不明の者を除いているため合計は一致しない。

適用者の属性④(適用理由・歯科医師)

- ・事務負担の軽減を適用理由としている者は、適用者全体では36.8%であるが、70歳以上の層では57.1%と相当程度高くなっている。
- ・概算経費の有利性を適用理由としている者は、適用者全体では70%であるが、70歳以上の層では57.1%と相当程度低くなっている。

		特例措置 適用者 (A)	実際経費を厳密に計算しなくて済み、 事務負担が軽減されるから		実際経費よりも概算経費額の方 が多いから	
			(B)	構成割合(B)/(A)	(C)	構成割合(C)/(A)
年齢別	30～39歳	4	1	25.0%	3	75.0%
	40～49歳	38	15	39.5%	27	71.1%
	50～59歳	97	32	33.0%	76	78.4%
	60～69歳	107	41	38.3%	67	62.6%
	70歳以上	7	4	57.1%	4	57.1%
社会保険診療報酬別	～2,500万円	106	39	36.8%	72	67.9%
	2,500万円超～3,000万円	35	16	45.7%	24	68.6%
	3,000万円超～4,000万円	56	21	37.5%	43	76.8%
	4,000万円超～5,000万円	34	10	29.4%	26	76.5%
合計		253	93	36.8%	177	70.0%

※社会保険診療報酬が不明の者を除いているため合計は一致しない。

適用者の属性⑤(廃止された場合の影響・医師)

- ・適用者全体の41%が「事業の継続ができなくなる恐れがある」と回答。
- ・特に、70歳以上の層や社会保険診療報酬2,500万円以下の層では「事業の継続ができなくなる恐れがある」と答えた者がそれぞれ58%、55.7%と平均よりも相当程度高くなっている。

		特例措置 適用者 (A)	事業の継続ができなくなる恐れがある		現在のような医療の提供が 困難となる恐れがある		事業に与える左記のような 影響はない	
			(B)	構成割合(B)/(A)	(C)	構成割合 (C)/(A)	(D)	構成割合 (D)/(A)
年齢別	30～39歳	4	2	50.0%	3	75.0%	0	0.0%
	40～49歳	31	8	25.8%	25	80.6%	5	16.1%
	50～59歳	77	25	32.5%	45	58.4%	15	19.5%
	60～69歳	69	17	24.6%	40	58.0%	16	23.2%
	70歳以上	131	76	58.0%	53	40.5%	12	9.2%
社会保険診療報酬別	～2,500万円以下	106	59	55.7%	50	47.2%	11	10.4%
	2,500万円超～3,000万円	16	8	50.0%	7	43.8%	2	12.5%
	3,000万円超～4,000万円	73	19	26.0%	46	63.0%	16	21.9%
	4,000万円超～5,000万円	78	18	23.1%	46	59.0%	17	21.8%
合計		312	128	41.0%	166	53.2%	48	15.4%

※社会保険診療報酬が不明の者を除いているため合計は一致しない。

適用者の属性⑤(廃止された場合の影響・歯科医師)

- ・適用者全体の39.9%が「事業の継続ができなくなる恐れがある」と回答。
- ・特に、70歳以上の層や社会保険診療報酬2,500万円以下の層では「事業の継続ができなくなる恐れがある」と答えた者がそれぞれ57.1%、48.1%と平均よりも相当程度高くなっている。

		特例措置 適用者 (A)	事業の継続ができなくなる恐れがある		現在のような医療の提供が 困難となる恐れがある		事業に与える左記のような 影響はない	
			(B)	構成割合(B)/(A)	(C)	構成割合 (C)/(A)	(D)	構成割合 (D)/(A)
年齢別	30～39歳	4	1	25.0%	2	50.0%	1	25.0%
	40～49歳	38	15	39.5%	26	68.4%	6	15.8%
	50～59歳	97	35	36.1%	55	56.7%	14	14.4%
	60～69歳	107	46	43.0%	54	50.5%	14	13.1%
	70歳以上	7	4	57.1%	2	28.6%	2	28.6%
社会保険診療報酬別	～2,500万円以下	106	51	48.1%	49	46.2%	16	15.1%
	2,500万円超～3,000万円	35	15	42.9%	19	54.3%	6	17.1%
	3,000万円超～4,000万円	56	17	30.4%	39	69.6%	6	10.7%
	4,000万円超～5,000万円	34	8	23.5%	22	64.7%	6	17.6%
合計		253	101	39.9%	139	54.9%	37	14.6%

※社会保険診療報酬が不明の者を除いているため合計は一致しない。

調査結果のまとめ

1. 本特例措置の適用者には、高齢者層や社会保険診療報酬2,500万円以下の小規模医療機関層が多い。これらの者が実額経費を計算している割合は、例えば70歳以上の高齢医師では55%であるなど、全体平均(医師の場合70.5%)に比して、相当程度低くなっている。
2. 本税制が廃止された場合の影響として、「事業の継続ができなくなる恐れがある」とした者も高齢者層、小規模医療機関層では約5~6割と全体平均(約4割)に比して、相当程度高くなっている。
3. このように、今回の調査においては、本特例措置が小規模医療機関等の事務処理負担の軽減を図る制度として有効に機能していることが明らかになったところであり、本特例措置は基本的に維持することが適切と考えられる。
4. 一方で、適用者の中には、多額の自由診療収入を得ていることにより必ずしも小規模な医療機関とは言えない者も存在することが明らかとなったことから、小規模医療機関等の事務処理負担の軽減を図るという趣旨を踏まえ、自由診療収入も含めた収入額が一定額以上の者を適用対象から除外する見直しを行う。
5. なお、
 - ・適用者(社会保険診療報酬5,000万円以下の者全体の約4割)の実額経費率は概算経費率に比して低くなっているが、非適用者(同約6割)の実額経費率は概算経費率よりも高いと考えられること
 - ・非適用者も含めた社会保険診療報酬5,000万円以下の者全体の実額経費率の平均は約7割(医師72.2%、歯科医師69.6%)となっていることから、現行の概算経費率の水準は合理性があるものと考えている。
6. また、階層によっては適用者の多くが実額計算しているが、実額計算している者の中にも正確な記帳が困難であると回答している者が相当数存在している。